

川崎市告示第176号

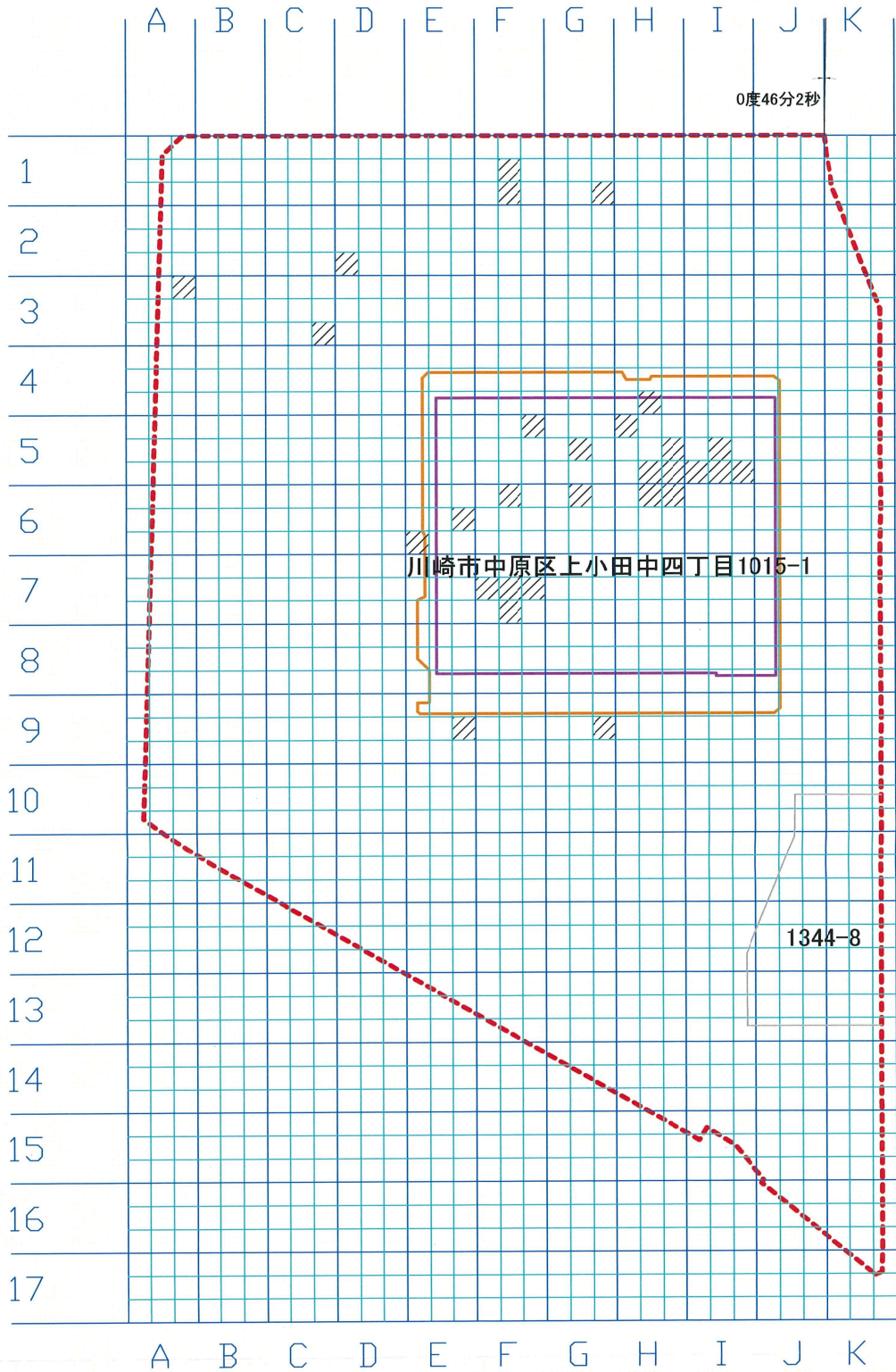
土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和8年3月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 形質変更時要届出区域の所在地
川崎市中原区上小田中四丁目 1015 番 1 の一部(別図のとおり)
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
クロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、砒素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第58条第5項第10号から第13号までの該当の有無
該当なし



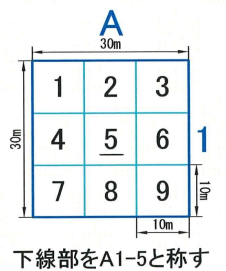
〈起点〉

起点は川崎市中原区上小田中4丁目1015番1、1344番8の最北端とする。

〈格子の回転角度:0度46分2秒〉

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点として左に回転させた角度を示す。

- SMW
- 仮囲い
- - - 敷地境界
- 地番境界
- 形質変更時要届出区域 (指定する区域)



別図